

中小企業融資制度のご案内

責任共有制度:(1)、(2)は対象外,(3)は対象

- 対 象:事業開始に係る具体的計画を有し、次の(1)~(3)のいずれかに該当する方。
 - (1) 新規に事業を起こすもので、その事業と同一業種の勤務経験がある場合
 - ① 市内に住所(法人の場合は代表者の住所)を有していること。
 - ② 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始するもの、または、2か月以内に新たに会社を設立するもの。※
 - ③ 同一事業所に2年以上または同一業種に通算3年以上の勤務経験。
 - ④ 事業開始後1年以内であること。
 - (2) 新規に事業を起こすもので、その事業と同一業種の勤務経験がない場合
 - ① 市内に住所(法人の場合は代表者の住所)を有していること。(学生の場合は、 学校の推薦を受けていること。)
 - ② 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始するもの、または、2か月以内に新たに会社を設立するもの。※
 - ③ 事業開始後1年以内であること。
 - ※ (1)、(2)ともに産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業による支援を受け、市町村長による証明を受けた者にあっては期間を6ヶ月まで拡大
 - (3) 事業転換または多角化による新規事業を始める場合
 - ① 市内に住所を有していること。
 - ② 市内において同一事業を3年以上継続して行っていること。
 - ③ 事業転換・多角化前であること。

(共通要件)

- ① 信用保証協会の保証対象業種であること。
- ② 許認可を要する業種の場合は、その業種にかかる許認可を受けていること、 又はその許認可が確実に取得できる見込みであること。
- ③ 信用保証協会に対して代位弁済による求償債務(連帯保証によるものを含む。) が無いこと。
- ④ 制度利用申込前2か年以内に金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
- ⑤ 熊本市内の事業所(店舗)における事業資金であること。
- ⑥ 市県民税又は法人市民税を納税していること。(非課税措置または減免措置を受けている場合を除く。)

資金使途:事業経営に必要な運転資金・設備資金

融資限度額: (1)融資限度額 1,000万円

(2)融資限度額 500万円

(3)融資限度額 1,000万円

融資期間:7年以内(据置期間1年以内・融資期間に含む。)

貸付利率:(1)、(2) 固定 年1. 30%以内(返済期間3年以内の場合)

固定 年1. 45%以内(返済期間5年以内の場合)

固定 年1. 60%以内(返済期間7年以内の場合)

(3) 固定 年2.00%以内

返済方法:元金均等月賦返済

信用保証料:信用保証協会の定めるところによる。

(1)、(2)は年 0.70%

ただし、熊本県信用保証協会の専門家派遣を利用する場合は年 0.60% (H28.3.31 までの融資実行分については年 0.50%)

(3)は年 0.25%~1.70%

信用保証料の補給:有(熊本市が1/2を負担します。ただし、全額補給の特例あり※)

※信用保証料の全額補給に関する特例:

特例対象者:熊本県外に住民登録後1年以上経過し、定住を目的として、熊本市内に住民登録後1 年以内の者

連帯保証人:法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。ただし、信用保証協会が特に必要と する場合を除く。

相談窓口:

- ・くまもと森都心プラザ ビジネス支援センター (TEL 096-355-7402 FAX 096-355-7412)
- ・取扱金融機関 ・熊本商工会議所 ・市内各商工会

受付窓口:

・取扱金融機関 ・熊本商工会議所 ・市内各商工会

取扱金融機関:

- ・肥後銀行 ・熊本銀行 ・熊本信用金庫 ・熊本第一信用金庫 ・熊本中央信用金庫
 - ー信用保証協会や金融機関による審査等の状況で融資が受けられない場合もあります。-< 熊本市商業金融課 TEL096-328-2424 FAX096-324-7004 >